

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年七月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路線名	川越入間線
供用開始の区間	入間市大字上藤沢字東野二九番四地先から同市大字上藤沢字田成二六五番一地先まで
供用開始の期日	令和三年七月五日 午前九時
備考	令和二年八月二十一日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十一号で 告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一六〇・〇〇メー トル